

# 東京都における産業関連統計の現状と課題

東京都総務局統計部産業統計課長 溝口裕昭

## はじめに

本稿を執筆するにあたり、立教大学経済学部教授 菊地 進先生からご依頼をいただき、大都市における産業関連統計、中でも経済センサスの実施に関する課題について考察し、都の取り組み状況をご紹介することにより、少しでも地方自治体の職員の皆様の参考になればと思ってお受けいたしました。

筆者は、現在、東京都総務局統計部産業統計課長の職にありますが、現職は未だ2年足らずであり、産業関連統計について網羅的に見識があるわけではありません。同じ地方自治体の統計調査の経験豊富な職員の皆様から見れば、分析や考察が甘いとお叱りを受けることもあると承知の上で、都の経済センサス実施状況をご報告し、少し大胆かもしれませんが、具体的な課題への取り組みについてできるだけ踏み込めればと思っています。

また、公的統計はこれまで調査項目や調査方法、集計内容など、統計委員会を中心に検討がなされ、研究者や一般ユーザ、行政機関等へ提供されてきました。経済構造関連の統計調査の実施手法については、経済産業省や総務省統計局において大きく改変する動きがあり、これらの情報についてわかる範囲でご紹介できればと思っています。

なお、本稿における意見・感想等は、溝口個人のものであります。

## 1 経済センサスの概要

### 1.1 創設の経緯

平成26年経済センサス - 基礎調査が平成26年7月1日に実施されました。また、経済センサス - 活動調査が平成28年6月1日に予定されています。改めて、経済センサスが創設されるまでの経緯を振り返ってみたいと思います。

経済センサスは、平成15年6月に各府省統計主管部局長等会議が「統計行政の新たな展開方向」の中で、社会・経済の変化に対応した統計を整備するため大規模統計の在り方として、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握できる統計「経済センサス（仮称）」の整備を図ることが検討されたことに始まります。それに伴い、既存の関連する大規模統計調査等の統廃合、簡素、合理化を図るものとされました。

平成17年6月には、小泉政権の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」所謂「骨太の方針」の中で、「経済センサス（仮称）」を整備することが明記されました。

これを受け、平成18年3月に各府省からなる経済センサス（仮称）の創設に関する検討会において、経済センサスの枠組みが決定されました。

そこでの経済センサスの概要としては、

- ①統計法に規定される指定統計調査として実施する。
- ②農林漁家を除く全ての事業所及び法人企業を対象とする。
- ③調査員調査を基本としつつ本社一括調査、郵送調査・オンライン調査を導入する。

- ④「平成21年調査」は企業の基本的事項及び企業構造把握を重点とし「平成23年調査」は「平成21年調査」の項目に加え売上高、必要経費等について調査する。
- ⑤「平成21年調査」は行政記録情報を活用して事業所・企業の所在地などの捕捉に重点を置き、「平成23年調査」は「平成21年調査」で得られた情報をもとに経理項目の把握に重点を置く。
- ⑥企業所・企業統計調査、商業統計調査、工業統計調査、サービス業基本調査を統廃合する。
- ⑦「平成21年調査」は総務省が、「平成23年調査」は総務省・経済産業省が共管で実施する。
- ⑧調査周期は「平成23年調査」を起点に5年周期で実施し、その後、5年間の間に経済センサスの枠組みの中で母集団情報整備のための調査を実施する。

という内容でした。

平成20年3月には、調査実施計画などの検討課題について政府内の合意形成を図るため、総務省政策統括官室が「経済センサス企画会議」が設置されました。「平成21年経済センサス試験調査」の実施結果の検証や調査員が目視できないSOHO等の事業所を把握するため行政記録情報を活用することが等が検討されました。また調査の名称について「平成21年調査」を「経済センサス - 基礎調査」に、「平成23年調査」を「経済センサス - 活動調査」とすることとされました。「経済センサス - 基礎調査」は平成21年7月1日を調査期日としてに実施されました。なお、この間平成19年5月には新統計法が公布されています。

その後、平成21年3月の統計委員会においてSNA推計の関係による実施時期の調整がなされ、「経済センサス - 活動調査」を平成24年2月1日を調査期日として実施されました。

以後、平成26年7月1日を調査期日として「平成26年経済センサス - 基礎調査」を実施し、平成28年6月1日を調査期日として「平成28年経済センサス - 活動調査」の実施が予定されています。

## 1.2 事業所・企業統計調査と経済センサスとの違い

従来実施していた「事業所・企業統計調査」と「経済センサス」との相違は、双方とも各種統計調査実施のための母集団情報整備することを目的としているところでは同じです。しかし、経済センサスでは、経済活動の状況を明らかにして、我が国にける包括的な産業構造を明らかにすることが調査の目的として掲げられていることが大きく異なります。そのため、「経済センサス - 活動調査」では調査項目に売上・費用項目等の経理項目が設定されています。さらに、従来の調査員調査を基本としつつ、本社等一括調査、オンライン回答、行政記録情報の活用などが取り入れられています。なお、根拠法が「事業所・企業統計調査」は旧統計法の「指定統計」であることにに対し「経済センサス」では新統計法に基づく「基幹統計調査」になります。

## 1.3 東京都における「平成26年経済センサス - 基礎調査」の実施状況

直近の「経済センサス」である「平成26年経済センサス - 基礎調査」（以下「26年調査」）の東京都における実施状況を、平成27年8月3日に東京都が速報として公表した「平成26年経済センサス - 基礎調査東京都調査結果報告（速報）」より抜粋して紹介します。

まず、事業所数では、63万8241事業所となり、「24年経済センサス - 活動調査」（以下「24年調査」）と比較して△5万5971事業所、8.1%減少している。従業者数では、961万2367人では、9万1532人、1.0%増加となっています。（図1、表1）

このうち、民営事業所について産業大分類別に事業所数を見ると、「卸売業、小売業」が15万5422事業所（構成比24.7%）と最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」8万8398事業所（同14.0%）、「不動産業、物品賃貸業」5万8881事業所（同9.4%）の順となっており、この上位3の産業で全体の5割近くを占めています。実数の推移を見ると、24年調査では16産業が減少、1産業のみ増加しましたが、26年調査では12産業が増加し、5産業が減少しています。（図2、表2）

民営事業所数についてももう少し細かく見ると、24年調査からは増加しており、中でも、「卸売業、小売業」が全体の約4分の1を占めています。（表2）

また、産業大分類別に民営事業所数を見ると、「卸売業、小売業」が15万5422事業所（構成比24.7%）と最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」8万8398事業所（同14.0%）、「不動産業、物品賃貸業」5万8881事業所（同9.4%）の順となっており、この上位3つの産業で全体の5割近くを占めています。実数の推移を見ると、24年調査では16産業が減少、1産業のみ増加したが、26年調査では12産業が増加し、5産業が減少しています。（図2、表2）

民営事業所について経営組織別に事業所数を見ると、「会社」が41万2248事業所（構成比65.5%）と最も多く、「個人」の17万7894事業所（同28.3%）の2倍以上となっている。

一方、従業者数を見ると、「会社」が758万4250人（構成比83.0%）と全体の8割以上を占め、次いで「会社以外の法人」102万252人（同11.2%）、「個人」52万4487人（同5.7%）、「法人でない団体」1万1364人（同0.1%）となっている。

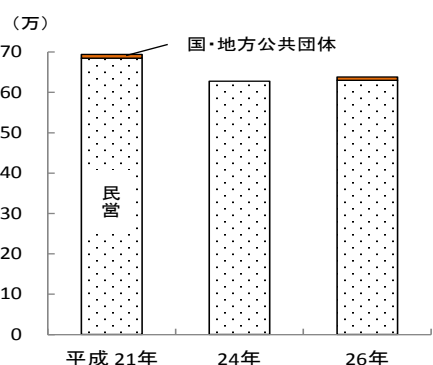
実数の推移を見ると、21年調査以降「個人」と「法人でない団体」は事業所数、従業者数とも減少が続いているが、「会社以外の法人」はともに増加が続いている。（図4、表4）

東京都の産業構造は、製造業や建設業、運輸・郵便業などでは減少が続いており、医療・福祉や教育・学習支援といった産業にシフトしているのがわかります。今後は、2020年の東京オリンピックに向けて、宿泊業・飲食サービス業なども増加するものと思われ、一層ソフト化が進むことが予想されます。産業構造の変化のスピードは速く、5年ごとの調査で結果公表に時間がかかることを考慮すると、行政施策に反映するためには、もう少し動態がわかる統計が必要とも考えます。現在、総務省において経済センサス - 基礎調査の役割と調査方法について検討が進められており、今後の調査の在り方に注目したいと思います。このことについては、後でもう少し詳しく報告したいと思います。

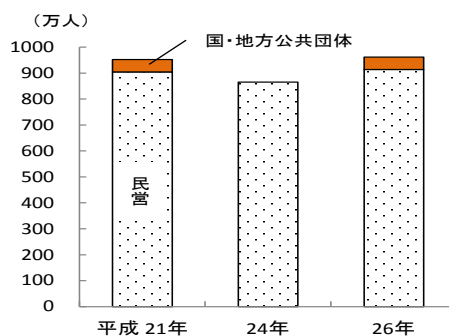
「平成26年経済センサス - 基礎調査」を実施するために必要とした東京都の主な人的リソースは、都の職員、各区市町村の職員のほか、調査員約6500人、指導員約460人を任命しています。また、このほかに、総務省では、本社一括調査とコールセンター運営などのため、民間事業者を活用しています。

実施のための東京都の予算は、国からの交付金として東京都分約64億円、区市町村分が約58億円でありました。このうち、調査員への報酬が約48億円で大半を占めています。

(図1) 事業所数



従業者数



(表1) 事業所数、従業者数

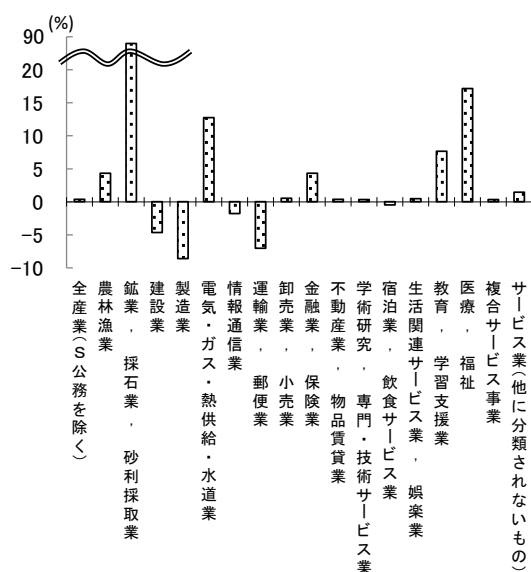
調査年	総数							うち民営					うち国、地方公共団体				
	事業所数	従業者数 (男女別の不詳を含む)		1 km 当たり		事業所数 (事業内容等不詳を含む)	従業者数	事業所数 (男女別の不詳を含む)	従業者数		事業所数 (事業内容等不詳を含む)	事業所数	従業者数				
		男	女	事業所数	従業者数				男	女			男	女			
平成 21年	694,212	9,520,835	5,791,957	3,702,902	317	4,352	14	766,868	684,895	9,046,553	5,502,381	3,518,196	757,551	9,317	474,282	289,576	184,706
24年	-	-	-	-	-	-	-	-	627,357	8,655,267	5,220,831	3,396,365	701,848	-	-	-	-
26年	638,241	9,612,367	5,719,025	3,879,354	292	4,392	15	726,480	629,700	9,140,353	5,435,692	3,690,673	717,939	8,541	472,014	283,333	188,681

注1) 21年調査及び26年調査は「国、地方公共団体」を対象に含めて実施したが、24年調査は「民営事業所」のみを対象としている。

注2) 事業内容等不詳の事業所とは、事業所として存在しているが調査票への記入不備等で事業内容が不明の事業所をいう。

図2 産業大分類別事業所数(民営)増加率

(平成26年/平成24年)



(平成24年/平成21年)

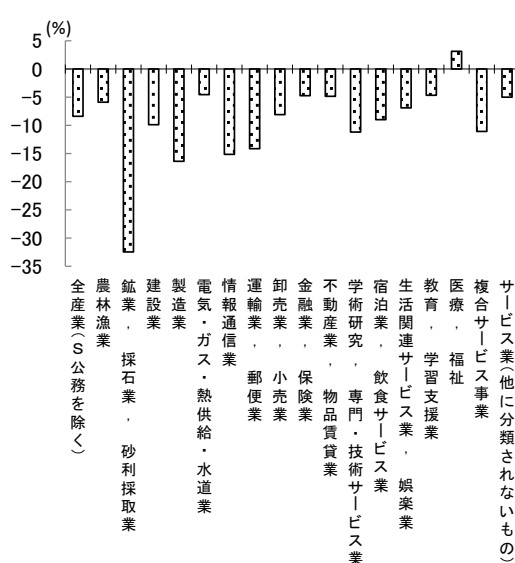


表2 産業大分類別事業所数（民営）

産業大分類	事業所数									
	実数			構成比			平成26年/平成24年		平成24年/平成21年	
	平成26年	平成24年	平成21年	平成26年	平成24年	平成21年	増加数	増加率	増加数	増加率
A~R 全産業（S公務を除く）	629,700	627,357	684,895	100.0	100.0	100.0	2,343	0.4	△57,538	△ 8.4
A~B 農林漁業	482	462	491	0.1	0.1	0.1	20	4.3	△29	△ 5.9
C 鉱業、採石業、砂利採取業	98	52	77	0.0	0.0	0.0	46	88.5	△25	△ 32.5
D 建設業	40,587	42,564	47,235	6.4	6.8	6.9	△1,977	△ 4.6	△4,671	△ 9.9
E 製造業	45,741	50,051	59,851	7.3	8.0	8.7	△4,310	△ 8.6	△9,800	△ 16.4
F 電気・ガス・熱供給・水道業	424	376	394	0.1	0.1	0.1	48	12.8	△18	△ 4.6
G 情報通信業	21,403	21,792	25,690	3.4	3.5	3.8	△389	△ 1.8	△3,898	△ 15.2
H 運輸業、郵便業	15,540	16,718	19,471	2.5	2.7	2.8	△1,178	△ 7.0	△2,753	△ 14.1
I 卸売業、小売業	155,422	154,578	168,224	24.7	24.6	24.6	844	0.5	△13,646	△ 8.1
J 金融業、保険業	11,222	10,758	11,294	1.8	1.7	1.6	464	4.3	△536	△ 4.7
K 不動産業、物品賃貸業	58,881	58,658	61,643	9.4	9.4	9.0	223	0.4	△2,985	△ 4.8
L 学術研究、専門・技術サービス業	41,165	41,024	46,198	6.5	6.5	6.7	141	0.3	△5,174	△ 11.2
M 宿泊業、飲食サービス業	88,398	88,820	97,600	14.0	14.2	14.3	△422	△ 0.5	△8,780	△ 9.0
N 生活関連サービス業、娯楽業	46,387	46,173	49,606	7.4	7.4	7.2	214	0.5	△3,433	△ 6.9
O 教育、学習支援業	17,582	16,330	17,132	2.8	2.6	2.5	1,252	7.7	△802	△ 4.7
P 医療、福祉	46,517	39,701	38,490	7.4	6.3	5.6	6,816	17.2	1,211	3.1
Q 複合サービス事業	1,779	1,773	1,994	0.3	0.3	0.3	6	0.3	△221	△ 11.1
R サービス業（他に分類されないもの）	38,072	37,527	39,505	6.0	6.0	5.8	545	1.5	△1,978	△ 5.0

図3 産業大分類別従業者数（民営）増加率

（平成26年/平成24年）

（平成24年/平成21年）

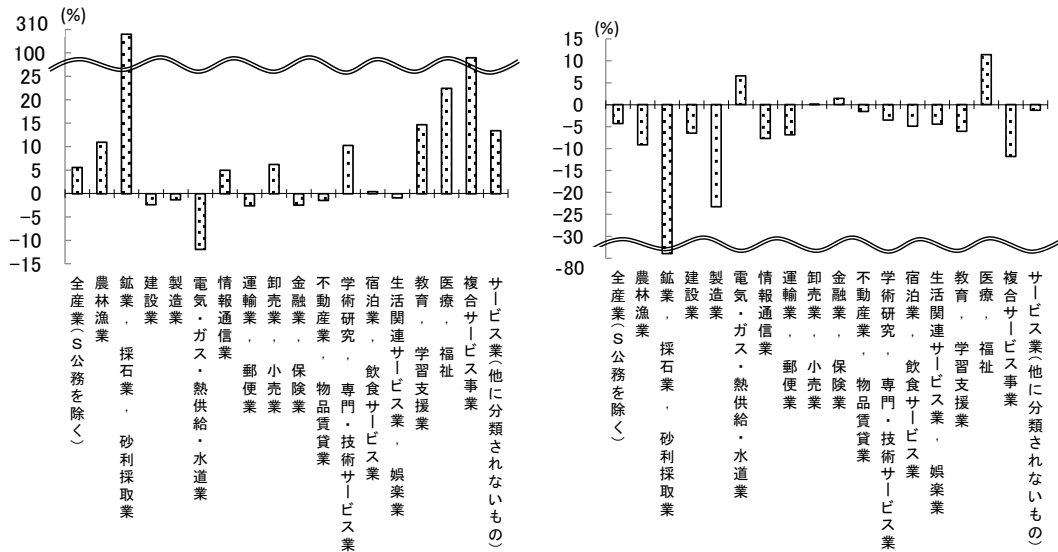
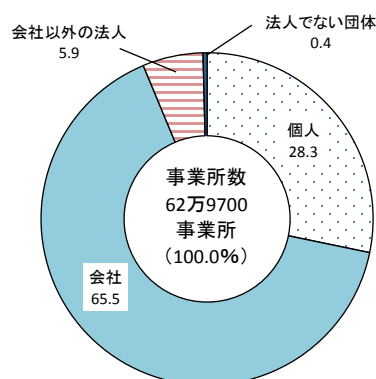


表3 産業大分類別従業者数（民営）

産業大分類	従業者数									
	実数			構成比			平成26年/平成24年		平成24年/平成21年	
	平成26年	平成24年	平成21年	平成26年	平成24年	平成21年	増加数	増加率	増加数	増加率
A~R 全産業（S公務を除く）	9,140,353	8,655,267	9,046,553	100.0	100.0	100.0	485,086	5.6	△391,286	△ 4.3
A~B 農林漁業	3,978	3,585	3,947	0.0	0.0	0.0	393	11.0	△362	△ 9.2
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1,890	465	2,284	0.0	0.0	0.0	1,425	306.5	△1,819	△ 79.6
D 建設業	457,259	468,233	500,812	5.0	5.4	5.5	△10,974	△ 2.3	△32,579	△ 6.5
E 製造業	697,375	706,624	921,523	7.6	8.2	10.2	△9,249	△ 1.3	△214,899	△ 23.3
F 電気・ガス・熱供給・水道業	27,280	30,953	29,051	0.3	0.4	0.3	△3,673	△ 11.9	1,902	6.5
G 情報通信業	826,367	786,859	852,562	9.0	9.1	9.4	39,508	5.0	△65,703	△ 7.7
H 運輸業、郵便業	455,492	467,518	502,095	5.0	5.4	5.6	△12,026	△ 2.6	△34,577	△ 6.9
I 卸売業、小売業	2,039,730	1,920,451	1,918,756	22.3	22.2	21.2	119,279	6.2	1,695	0.1
J 金融業、保険業	404,153	414,185	408,422	4.4	4.8	4.5	△10,032	△ 2.4	5,763	1.4
K 不動産業、物品賃貸業	338,897	343,789	349,257	3.7	4.0	3.9	△4,892	△ 1.4	△5,468	△ 1.6
L 学術研究、専門・技術サービス業	465,960	422,454	437,805	5.1	4.9	4.8	43,506	10.3	△15,351	△ 3.5
M 宿泊業、飲食サービス業	856,262	852,433	896,676	9.4	9.8	9.9	3,829	0.4	△44,243	△ 4.9
N 生活関連サービス業、娯楽業	346,789	349,804	366,073	3.8	4.0	4.0	△3,015	△ 0.9	△16,269	△ 4.4
O 教育、学習支援業	369,706	322,331	343,301	4.0	3.7	3.8	47,375	14.7	△20,970	△ 6.1
P 医療、福祉	789,639	644,732	578,769	8.6	7.4	6.4	144,907	22.5	65,963	11.4
Q 複合サービス事業	37,769	19,966	22,650	0.4	0.2	0.3	17,803	89.2	△2,684	△ 11.8
R サービス業（他に分類されないもの）	1,021,807	900,885	912,570	11.2	10.4	10.1	120,922	13.4	△11,685	△ 1.3

図4 経営組織別事業所数（民営）の構成比



経営組織別従業者数（民営）の構成比

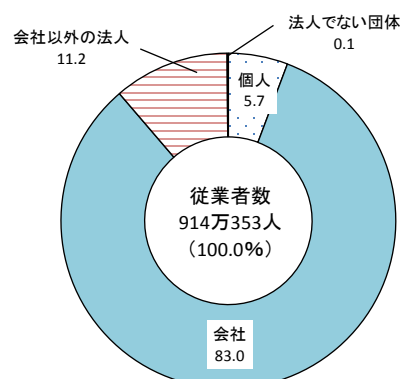


表4 経営組織別事業所数（民営）

経営組織	事業所数									
	実数			構成比			平成26年/平成24年		平成24年/平成21年	
	平成26年	平成24年	平成21年	平成26年	平成24年	平成21年	増加数	増加率	増加数	増加率
総数	629,700	627,357	684,895	100.0	100.0	100.0	2,343	0.4	△57,538	△ 8.4
個人	177,894	189,905	215,082	28.3	30.3	31.4	△12,011	△ 6.3	△25,177	△ 11.7
法人	449,319	434,707	466,812	71.4	69.3	68.2	14,612	3.4	△32,105	△ 6.9
会社	412,248	402,536	434,782	65.5	64.2	63.5	9,712	2.4	△32,246	△ 7.4
会社以外の法人	37,071	32,171	32,030	5.9	5.1	4.7	4,900	15.2	141	0.4
法人でない団体	2,487	2,745	3,001	0.4	0.4	0.4	△258	△ 9.4	△256	△ 8.5

#### 1.4 「平成26年経済センサス - 基礎調査」の実施上の課題

「平成26年経済センサス - 基礎調査」を実施した際の課題を紹介します。他の統計調査とも共通の課題も多いかと思いますが、ここでは、東京都総務局統計部産業統計課「産業関連統計における調査環境対策検討PT」の中間報告の検討結果をもとにご紹介したいと思います。

まず、近年の調査では様々な要因から調査環境が悪化しています。その要因として

- ② 企業も含む個人情報保護意識の高まり。
- ② オートロックマンションやセキュリティ強化型オフィスの登場による立入困難。
- ③ 広報の不足による低認知度。
- ④ 調査項目の多様化、複雑化と各種の統計調査の錯綜による記入者負担の増加。
- ⑤ 調査員の高齢化と慢性的人員不足。

などが考えられます。

地方統計部局からすると、特に調査員の高齢化による活動力の低下や人員不足は深刻な課題となっています。

ここでは、「平成26年経済センサス - 基礎調査」における調査員に関する課題について分析してみたいと思います。

まず、東京都23区の調査員配置状況ですが、21基礎調査では5939人、24年活動調査では5328人、26基礎調査では4959人と年々減少しています。また、年齢構成別にみると、「平成26年経済センサス - 基礎調査」では、60歳以上の調査員が7割以上を占め、80歳以上の調査員も207人任命されています。回を重ねるごとに高齢化が進んでおり、他の調査でもこの傾向は変わりません。（表5、図5）

図5

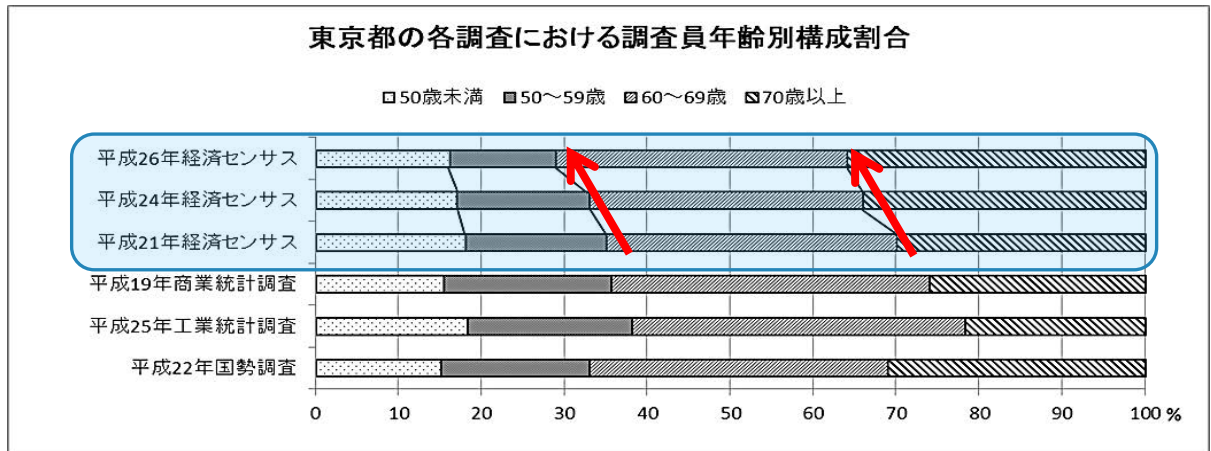


表5

平成26年経済センサスにおける調査員の年齢構成別の人数

年代	総数	男	女
10代	1		1
20代	158	93	65
30代	232	73	159
40代	654	110	544
50代	827	191	636
60代	2284	917	1367
70代	2117	1222	895
80代以上	207	151	56

調査員の充足率の低下は、調査員一人当たりの担当事業所数の増加に結びつき、調査員の負担が大きくなることとなります。経済センサスなど事業所を調査する大規模な統計調査の場合、町会等の協力が得にくいこともあり、区等において必要な調査員数が確保できていない状況となっています。

PTでは、「調査員は全体的に高齢化が進んでおり、調査員の負担が増えれば、それだけ災害発生の可能性が高くなる。また、調査員一人当たりの担当事業所数が増えれば、一つの調査客体への対応にかけられる時間が短くなる。それにより調査員調査の強みである粘り強さが発揮できなくなるとともに、調査精度や回収率の低下にもつながり、調査環境の悪化の悪循環となっている。」としております。

特に都心などの都市部では、企業の情報保護意識の高まりやセキュリティ強化型オフィス等の登場による立入困難、そして調査項目の多様化、複雑化と各種の統計調査の錯綜による記入者負担の増加等とともに調査員の高齢化と慢性的人員不足は、経済センサスを続けていく上で大きな課題となっています。調査精度の確保と調査員の安全面からも国と地方で協力して早期に取り組むべきと考えます。

## 2 経済構造統計を取り巻く動き

経済センサスなど、経済構造関連統計では従来の調査手法での調査が困難な状況となっており、現在は、区市町村など最前線の地方自治体の職員と調査員の頑張りにより実施している状況です。これらをめぐる、国や統計委員会の動きについてわかる範囲で報告したいと思います。

### 2.1 経済センサス

経済センサス - 基礎調査については、26年実施以降、次回の調査についてその手法や調査内容などは公表されていません。地方統計部局からすれば、26年調査と同様に実施するのであれば、経済センサス - 活動調査とともに5年に2回経済構造に関する全数調査を実施することとなり、他の大規模統計調査（国勢調査、商業統計調査、工業統計調査、住宅統計調査、農林業センサス、漁業センサス等）との輻輳や国政選挙などの大規模選挙、東京オリンピックなどの大規模イベントなどもあり、十分な調整が必要と考えます。

これに関する所管官庁である総務省統計局の動きとしては、HPの情報では、統計局内の研究会において31年経済センサス - 基礎調査の実施方法について検討しているようです。

内容としては、これまでの時点調査から、動態統計調査に変更しようというものです。研究会ではローリング方式と呼んでいます。地域や事業所の規模によりグルーピングし毎月調査を実施し年1回前年度との変化を公表するというものです。地域は、例えば区市町村を12に分割し、毎月12分の1を調査員が存続等を目視で調査し、1年で全体の調査が完了することになります。この場合、メリットとしては、一度に多くの調査員を必要としないことや調査方法が目視であることなどから、調査票を配布し回収するという従来の調査よりは比較的簡単であることなどと考えます。デメリットは、区市町村にとって通年の事務が発生することや年間通して任命できる調査員を確保できない場合、任免や説明会などの事務が多くなることなどと考えます。さらに調査員サイドから見れば、目視であっても現場に出向く必要があり、新設などの事業所を発見した場合の対応をどうするのかなどの疑問もあります。

公表される統計から見ると、5年に1度の公表から、当然推計が入るとしても、経済センサス - 活動調査後に毎年事業所の動きについて公表されることになり、より実態の即した施策の立案、策定などに役に立つものと考えます。総務省では「ビジネスデモグラフィ」呼んでいます。

### 2.2 工業統計調査

工業統計調査は、明治42年から職工5人以上の工場について5年に1回「工場統計調査」として調査を開始し、現在は、従業員4人以上の事業所について、経済センサス-活動調査を実施する年の前年を除き、12月31日を調査期日として毎年度調査しています。調査系統は、経済産業省→都道府県→市町村→調査員→調査客体が基本であり、本社等一括調査方式として、本社支社のある大企業については経済産業省→調査客体があります。

経済産業省は、工業統計調査を2段階で見直そうという動きがあります。第一は、平成27年12月11日の統計委員会に産業統計部会の審議状況として報告されていますが、実施期日や調査事項について見直そうというものです。実施期日は、報告者負担や地方自治体の事務負担、経済センサス - 活動調査との比較可能性の向上などから、現在の12月31日から6月1日に変更



しようとするものです。また、調査事項としては、消費税の記入方法、従業者区分、品目別製造品出荷額、常用労働者の毎月末現在の合計、工業用地及び用水等について、変更や削除が審議されています。

第二としては、調査系統について見直そうというものです。現在の調査員調査は、先に4「平成26年経済センサス-基礎調査」の実施上の課題、でも触れましたが、高齢化や人員不足が進行しています。さらに、地方統計部局の職員も、減少傾向にあります。その中で、経済産業省は、調査員調査を放棄し、民間リソースの活用（民間事業者への委託）の拡大により、すべての事務を地方から国へ移行することを考えています。今後、地方への具体的な説明のあと統計委員会やその下部組織である産業統計部会で審議し方向性が固まるものと思います。地方としては動向を注視していきたいと思っています。

### 2.3 商業統計調査

商業統計は、昭和27年に調査を開始し昭和51年までは2年ごとに実施していた。以後、平成9年までは3年ごと、平成19年までは5年ごとなど変遷し、平成21年経済センサスが創設されたことにより経済センサス-活動調査の実施の2年後に変更され現在に至っている。経済センサス-活動調査が平成24年2月に実施されたことから、平成26年商業統計調査は、総務省所管の「経済センサス-基礎調査」と同時実施で行われた。

商業統計調査は工業統計調査と同様経済産業省所管の統計調査であるが、これも、工業統計調査と同様の理由で見直しが検討されています。次回の実施時期が平成30年であることから、調査項目などの見直しとともに調査系統としても工業統計調査と同様民間リソースを活用し、調査員や地方統計部局を経由しない調査に変更することが予想されます。

このように、経済センサス-活動調査を中心として、それを取り巻く産業構造系の大規模統計調査は見直しの中にありますが、国民経済計算をはじめとする各種経済指標の作成や施策立案にあたって、これらの経済構造関連統計の信頼性は重要であり、調査項目や調査系統などの見直しに当たっては、十分検討が必要であると考えます。今後も、これらの動向を注視していきたいと思っています。

### 3 東京都の調査員確保の新たな取り組み

このように、特に、経済産業省では都道府県区市町村を経由した調査員調査を廃止し、民間リソースによる郵送やオンラインによる調査に切り替える方向で進んでいます。しかしながら、国勢調査をはじめとする世帯系の調査や物価、小売りなどの抽出調査でも調査員調査が中心となっています。産業構造統系の統計でも、経済センサス-活動調査では、少なくとも28年調査は従来の調査員調査を基本として計画されています。前述したとおり、経済センサス-基礎調査でもローリング方式に変更されたとしても、少なくとも新設事業所の確認、調査は調査員の役割になると考えられます。

都では、今後も公的統計において調査員の役割はまだまだ続くと前提に立ち、確保対策を実施しています。本稿では、既存の対策ではなく、当産業統計課が独自で検討し試行している調査員確保対策についてご紹介します。

### 3.1 調査員を取り巻く課題

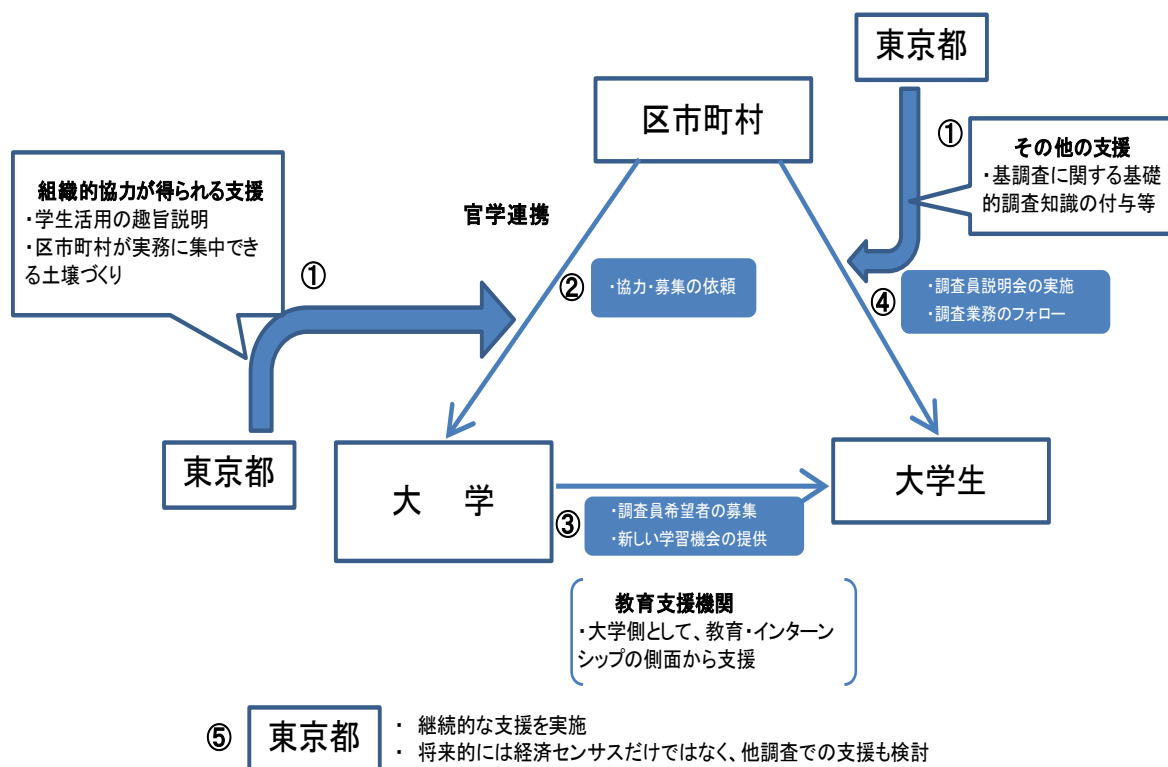
調査員を取り巻く課題については、高齢化や人員不足、調査環境の悪化など前述したとおりです。都内の区市町村では、調査員確保のため、登録調査員制度の活用や自治会に協力を求めるなど、日ごろから調査員の質、量の確保のため大変な努力をされております。当産業統計課では、実効性のある対応を図るため、28年経済センサス - 活動調査の実施に向け前述の「産業関連統計における調査環境対策検討PT」の検討結果をもとに、具体的に関係機関と調整を進めておりますのでご紹介します。同様の課題に悩む、他の自治体の皆様に少しでも参考になればと思います。

### 3.2 大学と大学生の協力

現在、進めているこの手法の特徴は、大学生に直接アプローチし単にアルバイト的に調査員として利用するのではなく、大学と連携することで研究やキャリア形成の一環として取り扱われことです。これは、行政側からすれば若手の調査員が確保できるだけでなく、責任感を持った調査員の確保ができることになります。

具体的な仕組みを下図に示します。

(図6)



都では、大きく二つの手法でアプローチしています。一つは、社会調査など統計調査と関連する教授と連携し、ゼミの研究活動として行うというものです。

もう一つは、大学のキャリアセンターを通じて統計調査員になるメリットを紹介し、募集するものです。今回は、この二つの手法により調査員募集を行っていますが、いずれにしても、調査員を募集する窓口は大学であり任命するのは区市町村であるので、都の役割は、大学と区市町村への仕組みの紹介とマッチングということになります。

この手法では、研究やキャリア形成などを求める大学側と調査員の減少や高齢化に悩む区市町村の双方にメリットがあります。また、その他にも、東日本大震災を契機に多く結ばれた大学と区市町村との産学連携のシステムを活用することもできるかもしれません。今後は、28年6月に予定されている、経済センサス - 活動調査で実験的に取り組み、内容を検証した上でその後の大規模調査で全都的に広げられればと思っています。

### 3.3 大学生調査員の課題

大学と大学生に協力をいただき、良質な若い調査員を確保できるこの仕組みは、大学や大学生側と区市町村側双方にメリットがあり、今後有望な対策と考えられるが、検討すべき課題もあるのでご紹介します。

まず、経済センサス - 活動調査を例に挙げれば、5年に1度の調査であることである。経済センサス - 基礎調査を含めても5年に2回であり、基礎調査は前述したとおりローリング変更されることも考えられ、その場合は別途検討が必要と考えます。

経済センサス以外の産業構造関連の大規模調査では、経済産業省が所管する工業統計調査、商業統計調査がありますが、ともに前述のとおり、今後は民間リソースの活用を推進する動向であり、調査員調査が実施されなくなることが想定されます。

当産業統計課が所管するその他の統計調査では、農林水産省が所管する農林業センサスと漁業センサスがありますが、どちらも東京都ではそれほど大規模な調査ではありません。

さらに、調査時期の問題もあります。28年経済センサス - 活動調査は6月1日であり、大学の年間スケジュールの中で対応可能でありましたが、調査期日によっては不可能にある場合が発生することが予想できます。

国勢調査など経済構造関連統計以外の大規模調査でも、統計調査員の課題は同様に存在しており、今後は、大学や区市町村と連携を図りつつ東京都統計部全体の課題として検討していく必要があると考えます。

## 4 まとめ

経済センサスをはじめとする産業関連統計の実施あたっては、特に東京都では規模が大きいこともあり、調査環境や調査員の確保など多くの課題があります。また、統計調査の結果精度を維持することは、GDPなど各種行政指標のエビデンスとして重要度を増していると考えます。調査精度を維持するために、都などの実施機関や企画する各省庁において、それぞれの立場で検討がなされ実行もされています。

従来の調査員調査のスキームの維持が難しくなる中、民間リソースの活用は、特に国において

幅広く活用されておりますが、各省によってアプローチが異なっています。総務省では、調査員の負担軽減を図るため経済センサス - 基礎調査をローリング方式に変更することを検討しています。経済産業省では地方へ法定委託することなく、調査員調査を廃止し民間リソースのみで調査を実施する方針に転換しようとしています。

地方自治体である統計調査の実施機関としては、一度民間リソースに舵を切った場合、これまで蓄積されているノウハウを維持することが難しくなり、調査の実施はもとより、各種の問い合わせへの対応など利用者に不便をきたすことにならないかを懸念しています。当然、元のスキームに戻すことは容易ではありません。調査の企画、実施、利用、そして調査精度など各方面からの検証が必要と考えます。

「経済統計なぜブレる」との見出しで、平成 26 年第 3 四半期の GDP の実質伸び率が速報値のマイナスから改定値でプラスに転じたとの記事が新聞に大きく掲載されました。GDP がマイナス 0.8 からプラス 1.0 に反転したことで国の政策をも左右しました。GDP は特に重要な統計調査であります。そのほかにも個人消費を巡って経済財政諮問会議の場で財務大臣から家計調査の精度が批判されました。統計調査の結果は各種政策の立案において、そのエビデンスとして中央省庁だけでなく地方でも当然利用しています。また、学術研究や民間企業においても同様と考えます。経済関連統計の実施の一端を担う立場として、微力ながら創意工夫をして信頼される結果を得られるよう努力していきたいと考えます。